

◎議案第38号 白老町介護保険事業の人員、設備及び運営の
基準等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

○議長（山本浩平君） 日程第18、議案第38号 白老町介護保険事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 議38号をお開きください。議案第38号、白老町介護保険事業の人員、備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町介護保険事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成27年2月23日提出。白老町長。

附則でございます。この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議38—2の議案説明でございます。「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い介護保険法の一部が改正され、これまで法令により義務づけられていた基準の一部について条例で定めることとされたことから、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定めるため、本条例の一部を改正するものである。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町介護保険事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
第7条 略	<p><u>（指定介護予防支援事業者の指定に係る申請者の要件）</u> 第7条 法第115条の2第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。</p> <p><u>（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準）</u> 第8条 法第59条第1項並びに第115条の2第4第1項及び第2項に規定する条例で定める基準は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）に定めるところによる。</p> <p>第9条 略</p>

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。変わるにより、例えば町が独自にやれることがふえるとか、町民が有利になるとか、何かそういうことがなくて変えるというのは合点がいかないのだけれど。地方分権で変えているのかわからないのだけれど、これを変えることによって人員を町村で変えることができるとか町民にメリットがあるとか、そういうことができるというようなことなのでしょうか。

○議長（山本浩平君） 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 今回の地方分権で一括法でおりてきた条例の一部改正については、特に現行どおり業務的に人員の部分について変更はないのですが、ただ今後、国のほうで地域包括ケアシステムの絡みで、予防の関係の介護給付で一括行っていた訪問介護、通所介護の要支援者の部分がありますが、この部分につきましてケアプランの立て方などが変わってくるということはあると思うのです。それで、こういうふうに市町村に条例を定めて、運行しやすいような形になってるかと思えます。

○議長（山本浩平君） ほか。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第38号 白老町介護保険事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。